

# さつま町行政改革大綱



平成17年10月

鹿児島県 さつま町

## も く じ

1	大綱の策定にあたって	1
2	目標	1
3	基本方針	1
	(1) 財政危機を克服できる経営体制の確立	1
	(2) 良質な行政サービスの提供	2
	(3) 協働のまちづくりの実現	2
4	計画期間	2
5	計画の推進	2
	(1) 実施計画	2
	(2) 推進体制	2
	(3) 進行管理と町民への公表	3
6	推進事項	3
	(1) 健全な財政基盤の確立	3
	(2) 簡素で効率的な行政システムの確立	3
	(3) 地方分権に対応できる職員の育成	5
	(4) 町民参画と協働のまちづくりの推進	5

### 1 大綱の策定にあたって

国が推進してきた行政改革への取組は、合併前の旧町においてそれぞれの視点で、事務事業の見直しや施設（事務事業）の民営化など段階的に実施されてきました。

「さつま町」は、こうした行政改革の中で、最も大きな取組のひとつとして、「市町村合併」という形で誕生したまちです。

しかし、大きな改革を成し得たとは言え、長引く景気の低迷と国の行財政改革のなかで、税収の減少や地方交付税等の大幅削減等により、財政状況は極めて厳しい状況に置かれています。

「さつま町」は、このような状況下でのスタートとなりました。今後新町発展と持続可能な行財政運営を進めるためには、大胆な行財政改革が必要不可欠です。

特に、国の三位一体改革の流れのなかで、地方は自主財源の確保と、より効率的な行政運営が要求されており、地方分権型社会の実現に向けて、改革の速度・完成度は、ますます緊急かつ高度なものが要求されております。

こうした現状を踏まえ、地方自治体は自己決定・自己責任のもと、地域の実情に応じた新しいスタイル、特色のあるまちづくりの創造に向け、町民と行政が一体となった取組・改革への挑戦が必要であると考えられます。

## 2 目 標

### 持続可能な行財政基盤の確立と地方分権型社会の確立をめざして

時代の変革に確実に対応し得る柔軟で健全な体質への改善を図りながら、行政サービスの維持・向上、行財政運営の効率化と基盤の強化を行うことで地方分権型社会の実現を目指すものであり、改革を通して最終目標である町の将来像「人々が織りなす元気で快適な活力あるまち」の創造を図るものです。

## 3 基本方針

行政改革の推進にあたっては、町の将来像を見据え、特に次の3点を基本方針とします。

### (1) 財政危機を克服できる経営体制の確立

長期化している景気低迷と国の三位一体改革等により歳入が急激に減少している一方で、社会保障関連経費の増大など、財政事情は過去に例をみないほど厳しい状況にあります。

この厳しい財政状況を健全化するため、徹底した事務事業の見直しによる歳出の効率化・削減と、町税等自主財源の確保に努め、安定的・長期的な財政の健全化を図ります。

## **(2) 良質な行政サービスの提供**

事務事業等の効率化・経費削減等によるサービス低下を最小限に留め、町民のニーズに的確に対応した良質なサービスの提供に努めます。

## **(3) 協働のまちづくりの実現**

町民と町が情報を共有し、共に知恵を出し合いながら町政を推進します。

また、ボランティアや民間委託等民間活力の活用を進めるなど、町民の理解と協力を得ながら協働のまちづくりの実現に取り組みます。

## **4 計画期間**

当大綱の計画期間は5年間とします。

具体的な事業の実施については、即座に実施できるものや比較的短期間で実施できるもの又は取り組めるものを、「短期計画(2年計画)」, 比較的長期にわたって実施しなければ実現できないものを、「長期計画(5年計画)」として、その質・量に応じ区分して実施計画を策定し取り組みます。

また、これらをもとに、年次ごとの単年度実施計画を策定し、具体的な取り組みを進めます。

## **5 計画の推進**

### **(1) 実施計画**

具体的推進事項, スケジュール, 目標(可能な限り数値目標を設定), 達成年度, 所管課等を明らかにした実施計画を策定し, 確実に行政改革の推進を図ります。

### **(2) 推進体制**

行政改革推進本部を設置し, 全庁的な取組を推進するとともに, 民間委員による行政改革審議会を設置し町民の視点に立った改革を進めます。

### **(3) 進行管理と町民への公表**

推進本部において半期ごとに進捗状況調査を行い, 徹底した進行管理を行います。

また、進捗状況は審議会に報告するとともに、町報、ホームページ等で公表します。

## 6 推進事項

### (1) 健全な財政基盤の確立

国の三位一体改革による地方交付税や補助金等の縮減をはじめ、バブル崩壊以降の景気の低迷に伴う税収入の減少など、地方自治体の歳入は大幅に減少し、地方の財政状況は全国的に危機的状況にあります。特に、交付税等への依存度の高い本町では、一般財源の大幅な減少に伴い財政の硬直化が他より進んでいると言わざるをえません。

自主財源の確保と人件費や事務事業の徹底した見直しによる歳出の削減、長期展望に立った起債計画など、中長期的視点での財政の健全化を進め、安定的な財政運営を図ります。

#### 財政健全化計画の策定による取組

財政の健全化に向けては、中長期視点での安定的な財政運営を図るため、財政健全化計画（仮称）を策定し、本町の規模にあった財政構造の姿（目標）を分析しながら、財政構造の健全化に向けて継続的に取り組んでいきます。

また、予算・決算をはじめ、財政指標等については、町報やホームページ等を利用して、定期的にわかりやすい公表に努めます。

#### 地方公営企業（水道事業）の経営基盤の強化

町民が安心して利用できる飲料水の供給、確保を図ることはもとより、独立採算の原則に基づきながら、町民に公正な料金の見直しを行うとともに、加入率の促進、料金徴収の公平性による収入の確保、定員管理の適正化、事務事業の見直しなどにより健全な財政運営に努めます。

### (2) 簡素で効率的な行政システムの確立

経費の削減を進めながらも、町民のニーズに合った良質のサービスを提供するため、時宜にかなった組織・機構の見直しや事務の合理化・改善を進めます。

組織・機構の見直し

業務の内容や量に応じた簡素で効率的な組織・機構の整備と、併せて社会の変化に伴って多様化する町民のニーズに対し、総合的な対応が柔軟・迅速に行える、機能的な組織・機構への改善を進めます。

また、本庁及び総合支所間並びに各課間の総合調整機能の充実と意思決定経路の短縮化に努めるとともに、組織の一元化を図るために本庁方式への移行を検討します。

このほか、議会、行政委員会等についても、その機能をより効率的・効果的に発揮できるよう組織の見直しを進めます。

#### 定員管理及び職員給与の適正化

定員管理適正化計画（仮称）を策定し、類似団体の状況を参考にしながら適正な規模の組織・機構の整備を進め、職員数の適正化並びに給与水準の適正化に努めます。

#### 事務事業の見直し

すべての事務事業について、従来の経緯にとらわれることなく、その必要性を精査し、新たな行政課題も含めて、優先度を見極め、厳選しながら、廃止を含め整理統合を進めます。

#### 政評価システムの導入

事務事業の成果・費用対効果等の妥当性などを評価する事務事業評価システムを含めた行政評価システムを導入し、業務の遂行に当たっては、常に現状と課題の正確な把握に努め、検証・評価の結果については、次期（次年度）以降の継続的な見直し・改善に活用し、真に町民のニーズに合った質の高いサービスの提供に努めます。

#### 民間委託等の推進

町が直接管理運営するより、民間委託・民間移譲など民間活力を活用した方が、より優れていると判断される事業については、指定管理者制度を利用するなど、民間活力の導入を進めます。

#### 地方公社等の抜本的見直し

地方公社等については、業務内容や運営形態等を再点検し、必要に応じて、指定管理者制度への移行や、統合・一元化、民間への譲渡、廃止等を含めた抜本的な見直しを行い、運営の合理化・効率化を進めます。

#### 衛生処理・消防業務の広域行政への取組

衛生処理業務については、現有施設の有効活用に努めます。

また、消防業務については、県の再編整備計画に基づく広域再編の検討を行います。

### **(3) 地方分権に対応できる職員の育成**

社会の変化や町民のニーズを先取りし、自ら考えて実行に移すことができる意欲的・行動的な職員、常に自己の仕事に問題意識を持ち、豊かな発想で改善や合理化に取り組み、町民の期待と要望に応えていこうとする職員を目標に、職員一人ひとりの意識改革を進めます。

また、職員一人ひとりが持つ多様な能力と専門性、創造性が発揮でき、明確な目標と意欲を持って職務に取り組むことができるような、職員の希望による異動の実施や職員提案制度の再構築などにより、職場の活性化と士気の高揚を図ります。

なお、こうした人材育成を戦略的な取り組みとして進めるため、「人材育成基本方針」を定め、取り組んでまいります。

### **(4) 町民参画と協働のまちづくりの推進**

地方分権型社会を実現し、地域の特性に応じた、自主・自立の行政運営を行うには、町民と行政の役割分担を明確にし、両者連携による協働のまちづくりを進めることが必要です。

そのために、まちづくりに必要な行政情報を積極的に提供するとともに、町民の意見を施策に反映させる仕組みや、町民がまちづくりに積極的に参加できる仕組みを構築し、町民と行政がそれぞれの持つ特性を活かし、協力し合い、より地域の個性に応じたまちづくりを行う、協働のまちづくりを推進します。